

中国語原文	日本語仮訳
<p data-bbox="225 322 786 405">国家外汇管理局综合司关于印发《贸易信贷登记管理（延期收款部分）操作指引》的通知</p> <p data-bbox="339 465 671 595">发布时间：2008-11-15 文号：汇综发[2008]176号 来源：国家外汇管理局</p> <p data-bbox="220 656 791 786">国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连青岛厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p data-bbox="220 846 791 1122">根据《国家外汇管理局关于对企业货物贸易项下对外债权实行登记管理有关问题的通知（汇发〔2008〕56号）》相关规定，国家外汇管理局制定了《贸易信贷登记管理（延期收款部分）操作指引》（见附件），现下发给你们，请遵照执行。</p> <p data-bbox="483 1182 791 1218">二〇〇八年十一月十五日</p> <p data-bbox="225 1328 786 1364">贸易信贷登记管理（延期收款部分）操作指引</p> <p data-bbox="220 1469 643 1505">第一部分 延期收款登记管理原则</p> <p data-bbox="220 1568 304 1603">第一条</p> <p data-bbox="220 1615 791 1890">为完善对外资产统计监测，规范境内企业货物贸易项下对外债权的登记管理，保护出口企业的正当权益，保证跨境贸易活动与其资金流动的真实性和一致性，特制定本指引。企业货物出口项下延期收款应按本指引进行登记和管理。</p>	<p data-bbox="828 322 1430 405">国家外貨管理局総合司『貿易与信登記管理（ユーザンス回収部分）操作手引』の通知</p> <p data-bbox="919 465 1331 595">公布日：2008-11-15 通達番号：匯綜発 [2008] 176 号 出所：国家外貨管理局</p> <p data-bbox="823 656 1430 786">国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連青島廈門、寧波市分局；各中資金外為指定銀行：</p> <p data-bbox="823 846 1430 1122">『国家外貨管理局企業の貨物貿易項目下の対外債権登記管理実施の関連問題に関する通知』（匯発【2008】56号）の関連規定に基づき、国家外貨管理局は『貿易与信登記管理（ユーザンス回収部分）操作手引』（添付参照）を制定し、ここに発布するので、執行されたい。</p> <p data-bbox="1118 1182 1430 1218">二〇〇八年十一月十五日</p> <p data-bbox="860 1328 1374 1411">貿易与信登記管理（ユーザンス回収部分）操作手引</p> <p data-bbox="823 1469 1331 1505">第一部分 ユーザンス回収登記管理原則</p> <p data-bbox="823 1568 908 1603">第一条</p> <p data-bbox="823 1615 1430 1977">対外資産の統計モニタリングを改善し、国内企業による貨物貿易項目下の対外債権の登記管理を規範し、輸出企業の正当な權益を保護し、クロスボーダー貿易活動とその資金流動性の真実性及び一致性を保證するために、特に本手引を制定する。企業貨物輸出項目下のユーザンス回収は本手引に基づき登記及び管理を実行しなければならない。</p>

<p>第二条 企业自2008年12月1日(含,下同)后货物出口而发生的期限超过90天(不含,下同)的延期收款(以下简称“延期收款”),须登陆国家外汇管理局网上服务平台上的贸易信贷登记管理系统(以下简称“系统”,网址:www.safesvc.gov.cn)办理逐笔登记。</p> <p>第三条 国家外汇管理局对企业延期收款的收汇额(以下简称“延期收汇额”)实行余额管理,并根据国际收支状况对延期收汇额进行调节。</p> <p>第四条 外汇指定银行(以下简称“银行”)为企业办理待核查账户内延期收款资金结汇或划出手续时,应按照《出口收结汇联网核查办法(汇发[2008]29号)》进行操作,同时按照本指引为企业办理延期收款的注销手续。</p> <p>第五条 国家外汇管理局分支局、外汇管理部(以下简称“外汇局”)应加强对企业延期收款登记、结汇或划转以及注销环节的现场及非现场监管,完善统计与监测管理。</p>	<p>第二条 企業は2008年12月1日(含む、以下同様)以降に貨物を輸出し、且つ期限が90日(含まず、以下同様)を超えるユーザンス回収(以下、「ユーザンス回収」と略)が発生する場合、国家外貨管理局ネットサービスプラットフォーム上の貿易与信登記管理システム(以下、「システム」と略、ウェブサイト：www.safesvc.gov.cn)で逐次登記を行わなければならない。</p> <p>第三条 国家外貨管理局は企業のユーザンス回収の外貨受取額(以下、「ユーザンス外貨受取額」と略)に対して、残高管理を実施し、且つ国際収支状況に応じてユーザンス外貨受取額に対して調整を行う。</p> <p>第四条 外為指定銀行(以下、「銀行」と略)が企業に対して審査待ち口座内のユーザンス回収資金の人民元転或いは振替手続きを行う際には、『輸出外貨受取・人民元転オンライン照合審査弁法』(匯發[2008]29号)に基づき操作を行うと同時に、本手引に基づき企業に対してユーザンス回収の消込手続きを行わなければならない。</p> <p>第五条 国家外貨管理局分支局、外貨管理部(以下、「外管局」と略)は、企業のユーザンス回収に対する登記、人民元転或いは振替及び消込段階の現場及び非現場監督管理を強化し、統計及びモニタリング管理を改善しなければならない。</p>
---	---

<p>第二部分 企业延期收款登记管理操作指引</p> <p>第六条 企业自2008年12月1日后货物出口而发生的延期收款，须登陆系统办理延期收款合同登记和对外债权登记（以下简称“债权登记”）。</p> <p>货物出口合同中如约定收汇日期晚于出口日期90天以上的，企业须在合同签订之日起15个工作日内办理合同登记，并于实际出口后办理债权登记。债权登记时间为自出口报关单海关签发日起至90天加上15个工作日。</p> <p>无出口合同、出口合同未约定收汇日期或出口合同约定收汇日期晚于出口日期不超过90天，而企业预计收汇日期将要超过出口日期90天的，企业可在实际出口后办理延期付款合同登记，合同登记的时间为出口后90天加上15个工作日，并于实际出口90天后的15个工作日内办理债权登记。</p> <p>无出口合同、出口合同未约定收汇日期或出口合同约定收汇日期晚于出口日期不超过90天，而实际收汇期限超过90天的延期收款，企业应在实际出口90天后的15个工作日内同时办理合同登记和债权登记。</p> <p>第七条 国家外汇管理局已为办理过进出口核销业务的企业办理网上登记的注册手续，用户名为企业代码，初始密码为12345678。已办理</p>	<p>第二部分 企業ユーザンス回収登記管理操作手引</p> <p>第六条 企業は2008年12月1日以降の貨物輸出でユーザンス回収が発生する場合、システムにログインし、ユーザンス回収の契約登記及び対外債権登記（以下、「債権登記」）を行わなければならない。</p> <p>貨物輸出契約で約定された外貨受取日が輸出日から90日超後の場合、企業は契約締結日から15営業日以内に契約登記を行い、且つ実際に輸出した後に債権登記を行わなければならない。債権登記の期間は輸出通関申告書の税関発行日から90日に15営業日を加えるものとする。</p> <p>輸出契約がない、輸出契約で外貨受取日が約定されていない、或いは輸出契約で約定された外貨受取日が輸出日から90日を超えないが、外貨受取日が輸出日から90日を超えると予想される場合、企業は実際の輸出後にユーザンス回収契約登記を行うことができ、契約登記の期間は輸出後90日に15営業日を加えるものとし、実際の輸出から90日後の15営業日以内に債権登記を行う。</p> <p>輸出契約がない、輸出契約で外貨受取日が約定されていない、或いは輸出契約で約定された外貨受取日が輸出日から90日を超えないが、実際の外貨受取時期が90日を超えるユーザンス外貨受取の場合、企業は実際の輸出から90日後の15営業日以内に契約登記と債権登記を同時に行わなければならない。</p> <p>第七条 国家外貨管理局は輸出入照合業務を実行したことがある企業に対しネット登記の登録手続きを行っており、ユーザー名は企業コードとし、初期</p>
---	--

※弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。

<p>过预收货款、延期付款或预付货款登记的企业凭组织机构代码和密码进入系统。为安全起见，建议企业通过系统中“密码功能”修改初始密码（详见《贸易信贷登记管理系统企业端操作手册》）。</p> <p>凡未在国家外汇管理局网上服务平台上注册的企业，应按照《国家外汇管理局关于推广使用企业外汇信息档案数据库系统的通知（汇发〔2007〕46号）》的规定，先到所在地外汇局注册填报基本信息，外汇局将企业信息输入企业外汇信息档案数据库后，系统将为企业完成网上登记的注册程序。</p> <p>第八条 企业延期收汇额是根据企业前12个月出口收汇的一定比例（基础比例）、债权登记及注销情况等来确定，具体计算公式如下：</p> <p>企业延期收汇额＝前12个月出口收汇额×基础比例－（已确认债权登记金额－银行注销金额）</p> <p>第九条 系统于每晚23时对企业当日完成债权登记的延期收款进行逐笔确认。如单笔延期收款债权登记金额不超过企业当前延期收汇额，系统将对这笔债权登记进行自动确认，否则，将不予确认。</p>	<p>パスワードは12345678としている。既に輸出前受や輸入延払或いは輸入前払登記手続きを行った企業は、組織機構コード及びパスワードでシステムに入ること。セキュリティの観点から、企業がシステム内の「パスワード機能」上で初期パスワードを変更することを勧める（詳細は『貿易与信登記管理システム企業側操作手引』を参照）。</p> <p>国家外貨管理局のネットサービスプラットフォームで登記を行っていない企業は、『国家外貨管理局の企業外貨情報ファイルデータベースシステム使用を拡大することに関する通知』（匯發〔2007〕46号）の規定に基づき、所在地外管局で基本情報を記載登録し、外管局が企業情報を企業外貨情報ファイルデータベースにインプットした後、システムが新しく登記された企業に対してネット登記の登録フローを完了する。</p> <p>第八条 企業のユーザンス外貨受取額は、企業の直近12ヶ月の輸出外貨受取の一定割合（基礎比率）に基づき、債権登記及び消込状況等により確定する、具体的な計算式は以下の通り。</p> <p>企業のユーザンス外貨受取額＝直近12ヶ月の輸出外貨受取額×基礎比率－（確認済み債権登記金額－銀行消込金額）</p> <p>第九条 システムは每晚23時に企業が当日債権登記を行ったユーザンス回収に対して逐次確認を実施する。一件のユーザンス回収債権登記金額が企業のユーザンス外貨受取額を超過していない場合、システムは当該債権登記に対して自動確認を行うが、そうではない場合には確認を行わない。</p>
--	--

<p>第十条 新成立、无出口收汇历史记录或出口收汇历史记录无连续性的企业，在办理完延期收款债权登记后，可向外汇局申请人工确认。</p> <p>第十一条 国家外汇管理局暂不对企业的延期收款进行控制，企业已办理债权登记的延期收款将被全额确认。</p> <p>第十二条 对已经确认延期收款债权登记的，企业须在系统中指定收款银行为其办理延期收款注销。</p> <p>第十三条 企业在向银行申请办理延期收款的结汇或划出手续时，除应符合出口收结汇联网核查相关要求外，还应向银行提交出口货物报关单并申请办理延期收款的注销手续。</p> <p>第十四条 对已办理债权登记的延期收款，如出现以下情况，企业应向外汇局提出注销申请，由所在地外汇局确认注销：</p> <p>(一) 出口退货； (二) 经外汇局批准企业可在境外保留的外汇收入； (三) 其他无法收汇的情况。</p>	<p>第十条 新規設立、輸出外貨受取の過去の記録が無い、或いは輸出外貨受取の過去の記録に連続性の無い企業は、ユーザンス回収債権登記手続き後、外管局に対してマニュアル確認を申請することができる。</p> <p>第十一条 国家外貨管理局は、企業のユーザンス回収に対して暫定的に制限は行わない。企業が既に債権登記手続きを行ったユーザンス回収は全額確認される。</p> <p>第十二条 既に確認を受けているユーザンス回収債権登記に対して、企業はシステムにおいてユーザンス回収消込のために回収銀行を指定しなければならない。</p> <p>第十三条 企業が銀行でユーザンス回収の人民元転或いは振替手続きを行う際、輸出外貨受取・人民元転オンライン照合審査の関連要求に合致する場合を除き、銀行に輸出貨物通関申告書を提出の上、ユーザンス回収の消込手続きを申請しなければならない。</p> <p>第十四条 既に債権登記を行っているユーザンス回収に対して、以下の状況が発生した場合には、企業は外管局に消込申請を提出し、所在地外管局は消込を確認しなければならない。</p> <p>(一) 輸出貨物の返品 (二) 外管局の批准を経て企業が国外に留保する外貨収入 (三) その他外貨を受取れない状況</p>
--	---

<p>根据出口合同约定企业不以货币形式结算的延期收款（如加工贸易进料抵扣），企业只需对以货币形式结算的延期收款办理登记和注销。企业境内收取外汇或人民币且按照要求应当办理出口收汇核销手续的（保税区外企业从区内企业收汇的除外），应当按上述规定办理延期收款登记和注销。</p> <p>第十五条 出口收汇历史记录有连续性但延期收汇额不能满足需求的，企业可向外汇局申请调整基础比例或申请人工确认。除特殊原因外，同一企业申请调增基础比例距上次调增的时间应不低于3个月。</p> <p>第十六条 企业申请调增延期收款基础比例时，应向外汇局提交以下材料： （一） 书面申请（参考格式附后）； （二） 企业近三年出口及收汇（含延期收款）情况； （三） 企业延期收款登记情况； （四） 企业已签订未履行出口合同主要条款（封面、目录、主要条款页、签字页复印件）； （五） 外汇局要求的其他材料。</p>	<p>輸出契約の約定に基づき、企業が貨幣ではない形式で決済するユーザンス回収（例えば加工貿易の進料控除）は、企業は貨幣形式で決済するユーザンス回収についてのみ登記及び消込手続きを行う必要がある。企業が国内で受取る外貨或いは人民元で、要求に基づき輸出外貨受取照合手続きを行わなければならないもの（保税区外企業が区内企業から受取る外貨を除く）は、上述規定に基づきユーザンス回収の登記及び消込手続きを行わなければならない。</p> <p>第十五条 輸出外貨受取の過去の記録に連続性があるが、ユーザンス外貨受取額がニーズを満たすことができない場合、企業は外管局に基礎比率の調整、或いはマニュアル確認を申請することができる。特別な原因を除き、同一企業の基礎比率拡大調整申請は、前回増額調整から3ヶ月以上経てからでなければならない。</p> <p>第十六条 企業がユーザンス回収の基礎比率の拡大調整を申請する場合、外管局に以下の資料を提出しなければならない。 （一） 書面申請（参考フォーム添付） （二） 企業の直近3年の輸出及び受取外貨（ユーザンス回収を含む）の状況 （三） 企業のユーザンス回収の登記状況 （四） 企業の締結済み未履行輸出契約の主要条項（表紙、目次、主要条項ページ、署名ページコピー） （五） 外管局の要求するその他の資料</p>
--	---

<p>第十七条 企业申请人工确认延期收款债权登记时，应向外汇局提交以下材料：</p> <p>(一) 书面申请（参考格式附后）； (二) 企业前 1 2 个月出口、收结汇（含延期收款）情况（新企业除外）； (三) 企业已签订出口合同主要条款（封面、目录、主要条款页、签字页复印件）； (四) 出口货物报关单； (五) 该笔延期收款的贸易信贷债权登记信息； (六) 外汇局要求的其他材料。</p> <p>第三部分 银行延期收款结汇、划出及注销操作指引</p> <p>第十八条 自发文之日起，各级银行凭其上级银行的授权材料，到所在地外汇局申请办理网上操作注册手续（详见《贸易信贷登记管理系统银行端操作手册》）。</p> <p>第十九条 银行从待核查账户为企业办理 2 0 0 8 年 1 2 月 1 日后出口且期限超过 9 0 天的延期收款项下资金结汇或划转手续时，应审核企业提交的出口报关单。如出口货物报关单注明的出口日期在 2 0 0 8 年 1 2 月 1 日之后，且资金到账日期晚于出口日期 9 0 天以上的，应登陆系统核对与该笔报关单对应的债权登记信息，并按此次结汇或划转金额为该企业办理延期收款债权登记注销手续。如系统中显示无该笔报关单，银行不能为该笔报关单办理外汇资金结汇或划</p>	<p>第十七条 企業がユーザンス回収債権登記のマニュアル確認を申請する場合、外管局に以下の資料を提出しなければならない。</p> <p>(一) 書面申請（参考フォーム添付） (二) 企業の直近 12 ヶ月の輸出、外貨受取・人民元転（ユーザンス回収を含む）状況（新設企業は除く） (三) 企業の締結済み輸出契約の主要条項（表紙、目次、主要条項ページ、署名ページコピー） (四) 輸出貨物通関申告書 (五) 当該ユーザンス回収の貿易与信債権登記情報 (六) 外管局の要求するその他の資料</p> <p>第三部分 銀行のユーザンス回収人民元転、振替及び消込操作手引</p> <p>第十八条 本通知発布日より、各級銀行はその上部銀行の授權資料を以って、所在地外管局に対してネット操作登録手続（詳細は『貿易与信登記管理システム銀行側操作手引』を参照）を申請する。</p> <p>第十九条 銀行が企業に対して審査待ち口座から 2008 年 12 月 1 日以降で且つ 90 日を超えるユーザンス回収資金の人民元転或いは振替手続を行う際には、企業が提出した輸出通関申告書を審査確認しなければならない。もし輸出貨物通関申告書の輸出日が 2008 年 12 月 1 日以降で記載されて、且つ資金受取日が輸出日から 90 日を超えた場合には、システムにログインし当該通関申告書と対応する債権登記情報を照合し、且つ今回の人民元転或いは振替金額に基づき、当該企業に対して、ユー</p>
---	---

<p>转手续（保税区外企业从区内企业延期收款的除外）。</p> <p>第二十条 银行办理企业服务贸易收汇、货物出口项下期限在90天（含）以内的延期收款的结汇或划转手续，仍按现行规定办理。</p> <p>第四部分 外汇局延期收款登记管理操作指引</p> <p>第二十一条 国家外汇管理局根据贸易信贷活动的特点和国际收支形势，确定企业延期收汇额的核定原则和标准。国家外汇管理局各分局、外汇管理部具体负责辖内企业延期收款基础比例调整和人工确认。各分局、外汇管理部可根据辖区内具体情况对中心支局、支局进行相应授权。</p> <p>外汇局应严格按照本指引审核企业提供的材料。</p> <p>第二十二条 对于出口收汇历史记录有连续性但延期收汇额不能满足需求的企业，外汇局可根据企业实际需求及具体申请，为其调整延期收款基础比例或进行人工确认。</p>	<p>ザンス回収の債権登記消込手続きを行わなければならない。システム上に当該通関申告書が表示されない場合、銀行は当該通関申告書の外貨資金の人民元転或いは振替手続きを行ってはならない（保税区外企業が区内企業から受取るユーザンス外貨は除く）。</p> <p>第二十条 銀行は企業サービス貿易外貨受取、貨物輸出項目下の期日が90日（含む）以内のユーザンス回収の人民元転或いは振替手続きを行う場合、引続き現行規定に基づき手続きを行う。</p> <p>第四部分 外管局のユーザンス回収登記管理操作手引</p> <p>第二十一条 国家外貨管理局は貿易与信活動の特徴及び国際収支状況に基づき、企業のユーザンス受取外貨額の審査認定原則及び基準を確定する。国家外貨管理局の各分局、外貨管理部は管轄内企業のユーザンス回収の基礎比率調整及びマニュアル確認を担当する。各分局、外貨管理部は所轄区内の具体的な状況に基づき、中心支局、支局に相応の授權を委譲することができる。</p> <p>外管局は本手引に基づき企業の提供する資料を厳格に審査しなければならない。</p> <p>第二十二条 輸出外貨受取の過去の記録に連続性があるがユーザンス外貨受取額がニーズを満たさない企業に対して、外管局は企業の実需及び具体的な申請に基づき、そのユーザンス回収の基礎比率の調整或いはマニュアル確認を実施することができる。</p>
--	---

<p>除特殊原因外，调增同一企业延期收款基础比例距上次调增的时间应不低于3个月。</p> <p>第二十三条 对于新成立、无出口收汇历史记录或出口收汇历史记录无连续性的企业，外汇局可根据企业实际需求及具体申请，对企业登记的延期收款进行人工确认。</p> <p>第二十四条 外汇局在为企业调整基础比例和人工确认延期收款债权登记信息时，应在企业外汇信息档案数据库查验该企业的基本信息；对申请调增基础比例的企业，外汇局应在系统中查验该企业当前基础比例、延期收款登记情况及延期收汇额占用情况；对申请人工确认的延期收款债权登记的企业，外汇局还应在系统中查验该企业是否办理该笔延期收款的合同登记和债权登记。</p> <p>第二十五条 外汇局应从以下几方面对该企业出口与未来实际收款的真实性和一致性进行评估： （一）该企业过去若干年的实际收款和出口情况； （二）该企业已签约未履行的出口合同的规模与收款计划； （三）该企业在合同中约定的延期收款比例、金额是否符合行业结算惯例或产品的市场特征。</p>	<p>特別な原因を除き、同一企業のユーザンス回収の基礎比率の拡大調整は、前回の拡大調整から3ヶ月以上を経過してからでなければならない。</p> <p>第二十三条 新規設立、輸出外貨受取の過去の記録が無い、或いは輸出外貨受取の過去の記録に連続性の無い企業に対して、外管局は企業の実需及び具体的な申請に基づき、企業が登記するユーザンス回収に対してマニュアル確認を実施することができる。</p> <p>第二十四条 外管局が企業に対して基礎比率の調整及びユーザンス回収債権登記情報のマニュアル確認を行う際には、企業外貨情報ファイルデータにより企業の基本情報を調査確認しなければならない；基礎比率の拡大調整を申請する企業に対しては、外管局はシステム上で当該企業の当面の基礎比率、ユーザンス回収状況及びユーザンス外貨受取額の使用状況を調査確認しなければならない；マニュアル確認のユーザンス回収債権登記を申請する企業に対しては、外管局は更にシステム上で企業が当該ユーザンス回収の契約登記及び債権登記を行っているか否かを調査確認しなければならない。</p> <p>第二十五条 外管局は以下のいくつかの面から、当該企業の輸出及び将来の実際の回収の真実性及び一貫性について評価を行う。 （一）当該企業の過去数年の回収実績及び輸出状況 （二）当該企業の契約締結済み未履行の輸出契約の規模及び回収計画 （三）当該企業の契約で約定されたユーザンス回収の比率、金額が業界の決済慣例或いは</p>
--	---

<p>第二十六条 外汇局应按照《国家外汇管理局综合司关于贸易信贷登记管理系统企业基本信息使用有关问题的通知（汇综发〔2008〕140号）规定，根据企业申请，将企业基本信息从企业外汇信息档案数据库导入系统，以便企业能及时登陆系统（详见《贸易信贷登记管理系统外汇局端操作手册》）。</p> <p>外汇局应严格按照相关要求按月提取、计算企业月度收汇额，并导入系统，以便总局每月1日根据企业前12个月出口收汇数据计算企业延期收汇额。</p> <p>第二十七条 外汇局应按照对外债权管理有关规定和内控要求制定延期收款内部管理制度，加强内控建设，防范内控风险。</p> <p>第二十八条 外汇局应对调增延期收款基础比例企业的收汇规模不定期地进行事后核对，如发现调增后基础比例与实际需求明显不符的，应及时调减基础比例，同时告知企业。</p> <p>第二十九条 对有下列情况的企业，外汇局应对其延期收款的登记、使用和注销情况定期进行事后监督和</p>	<p>は製品の市場特性に合致しているか否か。</p> <p>第二十六条 外管局は『国家外貨管理局綜合司の貿易与信登記管理システムの企業基本情報利用に関する通知』（匯綜發〔2008〕140号）の規定に従い、企業の遅滞ないシステム登録のために、企業の申請に基づき企業基本情報を企業外貨情報ファイルデータベースからシステムに転送しなければならない。</p> <p>外管局は厳格に関連操作の要求に基づき、総局による毎月1日の企業の直近12ヶ月の輸出外貨受取データに基づく企業のユーザンス外貨受取額計算に便宜を図るために、月毎に企業の月次の外貨受取額を抽出、計算し、システムにインプットしなければならない。</p> <p>第二十七条 外管局は對外債權管理の関連規定及び内部コントロール要求に基づき、ユーザンス回収内部管理制度を制定し、内部コントロール管理の構築を強化し、内部コントロールリスクを防がなければならない。</p> <p>第二十八条 外管局はユーザンス回収の基礎比率を拡大調整した企業の外貨受取規模に対し、不定期に事後照合を行い、拡大調整後の基礎比率と実需が明らかに不一致の場合には、遅滞無く基礎比率の引下げ調整を行うと同時に、企業に通知しなければならない。</p> <p>第二十九条 以下の状況のある企業に対して、外管局はそのユーザンス回収の登記、使用及び消込状況につい</p>
---	--

<p>非现场检查:</p> <p>(一) 延期收款基础比例超过 20%;</p> <p>(二) 延期收款债权登记人工确认申请频率较高(每月超过 3 次)、规模较大(每次申请额度超过 100 万美元);</p> <p>(三) 预计延期收款期限超过 1 年且延期收款余额规模超过 500 万美元。</p> <p>第三十条 对企业超过预计收汇时间 90 天仍未办理延期收款债权登记注销手续的, 外汇局应进行重点关注, 必要时可组织对其进行现场检查。</p> <p>对在执行过程中产生的问题, 企业、银行和各分局、外汇管理部应当及时向国家外汇管理局反映。</p>	<p>て、定期的に事後監督及び非現場検査を実施しなければならない。</p> <p>(一) ユーザンス回収基礎比率が 20%超</p> <p>(二) ユーザンス回収債権登記のマニュアル確認申請頻度が比較的高い(毎月 3 回超)、規模が比較的大きい(毎回の申請金額が 100 万米ドル超)</p> <p>(三) ユーザンス回収期限が 1 年超、且つユーザンス回収残高規模が 500 万米ドル超</p> <p>第三十条 予定外貨回収時期が 90 日を超えてもユーザンス回収債権登記消込手続きを行っていない企業に対して、外管局は重点的に注意を払い、必要ときは現場検査を行うことができる。</p> <p>執行過程で発生する問題については、企業、銀行及び各分局、外貨管理部は速やかに国家外貨管理局にフィードバックしなければならない。</p>
---	--

<p>附件一：关于出口延期收款核准事项的申请书</p> <p>关于出口延期收款核准事项的申请书 (参考格式)</p> <p>国家外汇管理局 分局(中心支局、支局):</p> <p>我公司主要经营××××等业务，前十二个月货物出口项下收汇总额为 元(币种:)，现申请如下事项:</p> <p><input type="checkbox"/> 我公司根据现行延期收款基础比例(%)核定的延期收汇额为 美元，预计延期收汇额为 美元，现申请调整出口项下延期收款基础比例至 %。</p> <p><input type="checkbox"/> 我公司已办理债权登记的延期收款 笔，合计 元(币种:)，因超过企业延期收汇额 美元，未得到国家外汇管理局确认，现申请核准确认。</p> <p><input type="checkbox"/> 我公司 年 月 日已办理债权登记的延期收款项下等信息有误，现申请核准修改提款登记信息。</p> <p>我公司郑重承诺，严格按照汇发[2008]56号文规定办理延期收款登记手续，申请事项及附件所列说明材料属实。若有虚假行为，我公司及其法人代表和相关责任人愿承担相关法律责任。</p>	<p>添付1:輸出ユーザンス回収審査認可事項に関する申請書</p> <p>輸出ユーザンス回収審査認可事項に関する申請書 (参考フォーム)</p> <p>国家外貨管理局 分局(中心支局、支局);</p> <p>弊社は主にXXXX等の業務を經營し、直近12ヶ月の貨物輸出の外貨受取総額は 元(幣種:)です。ここに以下の事項について申請致します。</p> <p><input type="checkbox"/> 弊社の現行のユーザンス回収基礎比率(%)に基づき認定されたユーザンス外貨受取額は米ドルで、予定ユーザンス外貨受取額は 米ドルです。ここに輸出のユーザンス回収基礎比率を %に調整することを申請致します。</p> <p><input type="checkbox"/> 弊社が既に債権登記手続きを行ったユーザンス回収は 件、合計 元(幣種:)です。企業ユーザンス受取外貨額を 米ドル超過したため、国家外貨管理局の確認を受けておらず、ここに確認の審査認可を申請致します。</p> <p><input type="checkbox"/> 弊社が 年 月 日に債権登記手続きを行ったユーザンス回収の情報に誤りがあります。ここに債権登記(訳者注)情報の修正の審査認可を申請致します。</p> <p>弊社は匯発[2008]56号文の規定に基づき、ユーザンス回収登記手続きを厳格に行い、申請事項及び添付資料の説明資料が事実と一致することを厳粛に承諾致します。虚偽行為があった場合には、弊社及び法定代表人、関連責任者は関連法的</p>
---	---

<p>特此申請。</p> <p>（另附：有关出口合同、貿易結算方式以及外匯局要求提供的其他情況）</p> <p style="text-align: right;">公司（公章）</p> <p style="text-align: center;">二〇〇 年 月 日</p>	<p>責任を負います。</p> <p>ここに特に申請致します。</p> <p>（その他添付資料：関連輸出契約、貿易決済方式及び外管局が提出を要求したその他の状況）</p> <p style="text-align: right;">会社（会社印）</p> <p style="text-align: center;">二〇〇 年 月 日</p>
--	--

（訳者注）原文は「提款登記」（引出登記）となっているが、条文の内容から「債権登記」として翻訳。

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司】